

一般コミュニティ助成事業の募集

事業の目的

「一般財団法人 自治総合センター」が、宝くじの社会貢献広報事業の一環として、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図り、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上を目的として、コミュニティ活動への助成を行う事業。

対象経費

コミュニティ活動に必要な設備等（主に**備品**）の整備にかかる経費

※対象(外)経費は「[令和7年度コミュニティ助成事業留意事項](#)」p3, 4, 11を参照してください

応募要件

- ・宝くじの社会貢献広報の効果が発揮できるもの。
- ・国の補助金及び地方債を充当していないもの。
- ・令和7年4月1日以降に実施し、翌年3月31日までに完了するもの。
- ・原則として、短期間に消費もしくは破損しないもの。
(整備後の備品は、当該地区のコミュニティ組織により維持管理すること)

対象者

コミュニティ組織

例：自治会（連合会）・まちづくり組織等

助成額

100万円～250万円（10万円単位）

〆切・提出先

R6/10/4(金)〆切

※9/27(金)までに要事前相談

下記アドレスにメールにて提出

メール：c-shinkou@city.fukui.lg.jp

件名：コミュニティ助成応募（地区名）

(注意) 応募により助成が約束されるものではありません。
来年度、自治総合センターが採択決定をした事業のみ助成できます。

提出書類一覧

申請書及び別表

※様式は福井市ホームページよりダウンロードしてください。

[一般コミュニティ助成事業について \(fukui.lg.jp\)](http://www.fukui.lg.jp)

コミュニティ組織の規約

コミュニティ組織の今年度事業計画及び予算書

見積書

※消費税込み（10%）で計算してください。

※見積書の宛名は事業実施主体名でご提出ください。

※必ず広告表示にかかる費用を含めてください。

広告表示については、下記の「留意事項5」をご確認ください。



カタログのカラーコピー

保管承諾書 ※備品の管理運営規程があれば、添付してください。

自治会連合会の同意書 ※単位自治会で申請する場合

留意事項

- 1 この事業は、あくまでも（一財）自治総合センターが実施し、採択を決定するものです。申請をすれば、必ず助成が受けられるわけではありません。
- 2 申請後の事業変更は、原則として認められないので、申請前に十分に検討してください。
- 3 申請にあたっては、団体内で十分に理解・同意を得てください。
- 4 事業実施にあたって道路占用許可、公有財産使用許可等、第三者の許可・承諾等が必要な場合は、申請団体の責任において処理してください。
- 5 整備した設備・備品（付属品・部品を含む）のすべてに広報表示が必要です。広報表示のできない設備、備品は助成対象外となります。広報表示は、固定プレートによる表示、ペイント・印刷、布製ステッカーの縫いつけ表示（布生地への表示に限る）が原則です。ただし、備品の内容、素材によって、上記の表示を行うことで、設備の使用に支障をきたす場合には、シールでの張り付けも可能です。

お問い合わせ

福井市役所 地域振興課

〒910-8511 福井県福井市大手3丁目10番1号

TEL：0776-20-5230

FAX：0776-20-5733

MAIL：c-shinkou@city.fukui.lg.jp

申請書類等詳しくは
福井市HPをご覧ください！

◎右のQRコードを読み取り！👉



◎検索する場合は…👉

福井市 コミュニティ助成

検索